

第 21 回仙台市動物愛護協議会 議事録

開催日時	平成 27 年 3 月 23 日 (月) 13 時 00 分から 14 時 30 分
開催場所	青葉区役所 9 階 第二会議室
出席者	
委員 (順不同・ 敬称略)	大草潔 (副会長) 吉川時夫 甲羽良平 齋藤文江 坂本憲昭 佐藤衆介 (会長) 柴内裕子 山口千津子
事務局	健康福祉局保健衛生部長 同参事兼生活衛生課長 同動物管理センター所長 同動物管理センター主任 同生活衛生課食品衛生係長 (進行) 同生活衛生課食品衛生係主査
次第	1. 開会 2. あいさつ 保健衛生部長 3. 委嘱状交付 4. 議長選出 5. 議事 (1) 平成 26 年度仙台市動物愛護アクションプラン実施状況について (2) 平成 27 年度仙台市動物愛護アクションプラン (案) について (3) その他 6. 閉会

発言者等	
<開会> 進行	それでは定刻になりましたので、ただいまから第 21 回仙台市動物愛護協議会を開催いたします。はじめに本協議会開催にあたりまして、岩城保健衛生部長よりごあいさつを申し上げます。
<挨拶> 保健衛生部長	皆様、お世話様でございます。本日は年度末の大変お忙しい中、委員の皆様には今年度の 2 回目、トータルすると 21 回目の協議会ということで、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また皆様には日ごろより本市の保健衛生行政にご理解、ご協力を賜っておりますことを、改めて感謝を申し上げます。また当協議会の委員としてこれから 2 年間ご就任にご快諾いただきまして、感謝申し上げます。何とぞ今後の 2 年間の協議会の運営、本市の動物愛護行政の推進につきまして、お力添えをいただければと思っております。 ご案内のとおり、先週まで仙台市内を主会場としまして、国連防災世界会議が開かれておりました。新聞報道では予想を上回る国内外からのお客様をお迎えしたということで、恐らく国は震災直後からいただいた、多大なご支援に対する心からの感謝の念、それから復興につきまして、仙台市がこのように取り組んでいますよという姿勢を国内外に大きく発信できたのではないかと考えております。 その会議の関連事業といたしましては、エーキューブの齋藤委員さんに、災

	<p>害時の動物同行避難といったことにつきましても展示ですとか、トークイベントを開催していただいたところでございます。今日の協議会では齋藤委員からも、そういったことのご報告があるかと期待しております。こうしたさまざまな団体、主体によりまして、仙台市の動物愛護行政、人と動物がともに健康で生きているまち、こうした取り組みをさらに進めていければなというふうに思っている次第でございます。</p> <p>本日はアクションプランにつきまして、今年度の実施状況、来年度の計画を、お示しをさせていただきますとともに、皆様それぞれご専門の立場からのご提言、ご提案、新しい情報等をいただき、検討を進めていければと思っております。はじめに申し上げましたが、大変忙しいということで、佐藤先生にはこの後も会議があるということで、こういう窮屈な忙しい中で協議会を開催させていただいたこと、甚だ恐縮でございます。限られた時間でございますけれども、皆様からご忌たんのないご意見、ご提案、ご助言をいただければと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
進行	<p>続きまして今回は動物愛護協議会の委員としまして、1月31日の任期切れに伴って、改めて委嘱をお願いしているところでございます。本来であればお一人ずつ委嘱状をお渡しするところでございますが、大変恐縮ではございますが、お時間の関係から皆様の机前にお配りしております。改めて本協議会の委員を五十音順に紹介させていただきます。大草潔様。</p>
大草委員	よろしく申し上げます。
進行	吉川時夫様。
吉川委員	よろしく申し上げます。
進行	甲羽良平様。
甲羽委員	よろしく申し上げます。
進行	齋藤文江様。
齋藤委員	よろしく申し上げます。
進行	坂本憲昭様。
坂本委員	よろしく申し上げます。
進行	佐藤衆介様。
佐藤委員	よろしく申し上げます。
進行	柴内裕子様。
柴内委員	よろしく申し上げます。
進行	山口千津子様。
山口委員	よろしく申し上げます。
進行	<p>委嘱期間は平成27年2月1日から平成29年3月31日までとなります。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。次に会長選出に入ります。会長は委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
齋藤委員	……佐藤先生によろしくお願いいたしますと思います。
進行	それでは佐藤衆介委員に会長をお願いいたします。佐藤委員、会長席へご移

	動お願いいたします。それでは佐藤会長から一言ごあいさつをお願いします。
佐藤会長	またよろしくお願いいたします。動物行政の推進の方策を検討するという ことで、大役ではございますけれども、皆様、ご協力よろしく お願いいたします。
進行	ありがとうございました。次に副会長選出に入ります。規定によりまして、 副会長は会長が指名することとなっておりますので、佐藤会長からご指名をお 願いします。
佐藤会長	では昨年に引き続きまして、大草委員にお願いしたいと思ひます。よろしく お願いいたします。
進行	それでは大草委員は副会長席へご移動お願いいたします。大草副会長から一 言ごあいさつをお願いいたします。
大草副会長	大草でございます。昨年に引き続きまして、佐藤会長補佐をしていくとい うことでございます。どうぞひとつよろしくお願いいたします。
進行	次に本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。本日は配布資 料として一覧をお手元に用意させていただいておりますが、それをご確認いた だきたいと思ひます。資料の不足等がございましたら、お申し出ください。よ ろしいでしょうか。次に事務局からのお願いがございます。本協議会は公開で 行われます。議事録を作成しておりますので、ご発言の際はお手元のマイクを お使いいただきますよう、お願い申し上げます。 それでは議事に入ります。これからの議事進行につきましては、協議会設置 要綱の規定に基づきまして、会長にお願いすることとなります。佐藤会長、よ ろしくお願いいたします。
佐藤会長	それでは早速ですが、この議事次第にのっとりまして進めていきたいと思 ひます。議題1番目、平成26年度動物愛護アクションプラン実施状況について、 事務局のほうからご説明お願いいたします。
動物管理セン ター所長	はい、じゃ事務局、動物管理センター亀田よりご報告させていただきます。 平成26年度仙台市動物愛護アクションプラン実施状況につきまして、お手元 には資料1として配布させていただいておりますが、11月までは既に前 回ご報告しておりますので、今回はその後実施いたしました、主な事業のみ スライドを用いましてご説明させていただきます。スライドをご覧いただ きたいと思ひます。 最初に【重点事業1】飼い主のいない猫対策事業でございます。仙台市は 仙台市獣医師会が進める「飼い主のいない猫の社会復帰事業」と称しま す不妊去勢手術費用助成事業へ経費の一部を補助しておりますけれども、 平成26年度は2月末で215頭実施の実績でございます。今なお、実績 上げる努力を続けていらっしゃるということですので、前回大草委員が 目標としてお話ししました300頭達成は確実とみなしております。この 事業の効果として考えておりますのは、猫のセンターへの収容頭数、 及び猫に関する苦情数の減少ということですが、実績としましては、 猫収容数はわずかですが、前年比92%、苦情数は前年比88%と減少 いたしました。

そのほか、獣医師会のご協力によりまして、譲渡対象の猫につきましては、子猫の早期不妊手術を 123 頭実施、成猫も 27 頭実施していただいております。以上のことにつきまして、詳細は後ほど大草委員からご報告いただきたいと思います。

また梅田町に続きまして、若林区の桜小路町内会から要望がございまして、猫の学習会に講師を派遣いたしました。さらに猫に関わるボランティアからの要望によりまして、さまざまな形で猫対策に関わっていただいておりますボランティアの方々にお集まりいただきまして、『猫ボランティアの会』を開催いたしました。

ここで市の猫の現状とか取り組みにつきまして、お話しした上で、日ごろ疑問に思っていること、考えていることなどのお話をいただきました。このような会を継続的に行いまして、特に猫の収容数を減らすための捕獲や手術費用の集めるボランティアを養成していく、増やしていくのが重要であるというふうな共通認識を持つことができたところでございます。

続きまして【重点事業 2】の災害発生時動物愛護対策事業でございます。東日本大震災から 4 年目の 3 月 11 日、鎮魂の日を迎えましたけれども、そこでさまざまな事業が行われたところでございます。その前に「被災動物追悼と感謝の会」を 3 月 1 日に、動物管理センターにおいて執り行いました。復興公営住宅のペットの会の方、センターから被災動物の家族になっていただいた方、それらの方からペットとともに震災を乗り越えた体験談をお話いただきまして、大変感動的な会となりました。

また 3 月 14 日から 18 日までの 5 日間、当市におきまして第 3 回国連防災世界会議が開催されましたが、その中のパブリックフォーラムとして、NPO 法人エーキューブ様が、『災害後も人と動物が共に幸せに過ごすために』というテーマで、展示とトークイベントが行われたところでございます。後ほど齋藤委員により、ご報告をお願いいたします。

次に（3）適正飼養の推進の動物への理解促進と、人と動物の良好な関係の構築の推進の、動物介在活動の推進の 2 つにまたがった事業でございます。1 月 22 日には寺岡小学校におきまして、命をテーマにした、5 年生対象の動物介在教育を、エーキューブと共同で実施いたしました。それまで魚とか植物とか、牛の命を勉強した上で、育てる命として、先生のほうから求められた事業でございます。

センターの現状から飼い主のいない猫の実態まで、90 分間という長い内容の事業を行いました。非常に充実したもので、先生からは犬猫とのふれあいの場におきまして、日ごろ非常に、最近の子は他人に優しくないと。そういう子どもたちがとても動物に優しく接している、思いやりを持って接している、また非常に優しい表情をしていたこと、先生たちが感動したという感想をいただきました。

また 2 月には動物介在活動ボランティア犬のためのしつけ教室を、赤坂動物

	<p>病院の千葉先生をお招きしまして開催いたしました。さらに動物愛護セミナーとしまして、「人と動物が共に幸せに生きていく優しい街を目指して」、動物福祉と社会福祉というテーマで、基調講演を佐藤会長にお願いしまして、齋藤委員を含めた4名でパネルディスカッションを行いました。障害者の支援関係者、動物専門学校生、農業関係者、行政関係者等さまざまな分野から145名という多くの方にご参加いただきまして、さまざま反応があり、大変な盛り上がりがありました。後ほど会長よりご報告をお願いしたいと思います。</p> <p>次に適正飼養の推進の収容動物の譲渡推進ですけれども、1月には環境省主催の適正譲渡講習会を当所で開催いたしました。全国から自治体担当者が51名参加いただきまして、ボランティアとともに当所の譲渡対象犬のハンドリング、しつけ方法などを実践で学んだり、情報交換をすることができました。ボランティアや職員のモチベーションを上げ、共通認識で譲渡に取り組むという形でも大変有意義でございました。</p> <p>譲渡の実績でございますけれども、2月までに譲渡会は40回開催しました。そのほか団体譲渡や随時譲渡を含めて、犬65頭、猫380頭、譲渡したところでございます。今年度の特徴としましては、犬は共立製菓のマッチングサイトに載せていただきました結果、遠方から譲渡が難しい子を迎えたいとお申し出がございまして、譲渡できるようになったこと。また猫につきましては1年間で譲渡会に520名の参加がございまして、多くの方が足を運んで下さることが定着してきているように思います。</p> <p>次に適正飼養の推進の動物取扱業の指導・啓発につきまして、施設の立ち入り監視につきましては123件、137件の指導、指摘事項がございました。犬猫販売業者につきましては、犬猫収容数や繁殖実態等の詳細の報告を求めました。問題点が見られた施設、過去に苦情や指摘事項、指導事項の多い6施設を重点的に立ち入りまして、指導を実施いたしました。</p> <p>また動物取扱責任者講習未受講者5名に対し、施設立ち入り実施をしまして、同時に課題を与え、提出を求めたところでございます。以上、平成26年度動物愛護アクションプラン実施状況の報告とさせていただきます。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございます。事務局から26年度のアクションプランの実施状況についてご説明がありました。続いて仙台市被災動物救護対策本部の本部長でありまして、仙台市獣医師会の会長であります大草副会長から、飼い主のいない猫対策、及び復興公営住宅、ペットの会支援の活動の主な点をご紹介いただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
大草副会長	<p>では私からご説明を申し上げます。まず飼い主のいない猫対策事業でございます。昨年、一昨年は事業内容の見直しを行い、適正な数の事業推進ができなかったということでありました。そこでこの委員会でもご指摘をいただいていたところでございます。本年度につきましては先ほど動物管理センターの所長よりご説明があったとおり、頭数的にはオスが64頭、雌が151頭、合計215頭ということでありまして、この数につきましては、事業年度まだあと1カ月残</p>

しているという数字でございます。

それで先ほど頭数の 300 頭という目標だというお話がありました。しかしながら、ちょっとこの内容を精査してみますと、今年はメスの処置頭数が非常に多かったこと。メスは1回の助成額が 6,000 円、オスが 3,000 円ということで、頭数的にはちょっと足りないんですけども、この事業の予算額が 119 万でありまして、大体今のところ 90% 超えたところの進捗率ということでもあります。上半期 20 頭、下半期 20 頭ということ制限に、1つの病院で行っております。しばらくはこの制限の中でやっていくということが一番理想かなということで、来年度も同じように、滞ることなく、事業推進を行っていきたいと思っております。

それからもう1つは、今までは「地域猫」ということで非常に定義が曖昧で、いろいろ問題ありましたので、もう今回からは飼い主がいない猫であれば、この事業に適合するというので、たがを緩めたということで、適正な数になったと思われまます。

それから被災動物の救護対策本部の活動としまして、成犬の譲渡会、何十回と仙台市と共催で行っております。そして新たな事業といたしましては、仮設住宅から復興住宅へ移られる方の動物に対して、どのようなことができるかを協議した結果、復興住宅が 4 棟あれば、3 棟は動物を飼っていない方、その残りの 1 棟につきましては動物を飼っている方というふうな、住み分けをして、そのルールを作成しながら、共存共生をしていただくということに向けて助言をしているところであります。

それで今のところ 4 つの、準備委員会できているのは 3 つなんですけれども。これからもう 1 つ、芦の口というところが出てきています。こういうところではコミュニティをつくって、個々に対応するのではなくて、動物を飼われている人の飼い主の会というものをつくっていただいて、そこへ対策本部が支援をしていくという形になっております。

今回はこれから、4 月から動物たちの予防とか、フィラリア予防とか、そういうものが始まりますので、そういうところに 5,000 円程度の利用券を配って、使っていただくとか、そういうことの準備を進めているところであります。それから先般は被災動物の追悼と感謝の会ということで、3・11 から 4 年を経過した中で、そういう追悼の会を開催いたしました。

あとは仙台市獣医師会としては去年、動物フェスタということで動物愛護週間の中で、動物のふれあいということで、大きな会をして、8,500 人くらいの市民県民に参加をしていただきました。去年は仙台市だけだったんですけども、やはり仙台市ばかりじゃなくて、宮城県民の方も非常に多くいらっしゃるということで、今年は、私と宮城県獣医師会の会長で相談した結果、共催でやろうということで話がまとまりました。場所的にはすぐ前の勾当台公園ということで、去年よりもっと多くの参加者が期待できるということであります。

宮城県獣医師会は産業動物もありますので、以前やったときには、牛を実際

	<p>に触れていただくとか、乳搾りを体験していただくとか、そういうことをやっておりました。そういうことが非常にやはり有意義だったということでありまして、これからも協議を重ねてよりよいフェスタにしたいと思っております。以上であります。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。飼い主のいない猫対策等、いろいろご工夫いただきまして、着実に成果が上がってきているということで、本当にありがとうございます。またペットの会の支援ということでも、ルール作成とか、飼い主の会の支援、さらに動物フェスタに関しては、県との共催を決定し、産業動物も入るということで、私も関係しますので、ご協力させていただければと思います。ありがとうございました。それでは次に NPO 法人エーキューブの齋藤委員から、国連防災世界会議における主な活動をお話しいただきたいと思っております。</p>
齋藤委員	<p>はい、先日の3月14日から17日の間、国連防災会議の中の「市民協働と防災」というテーマ館がありまして、そちらに出展を申し込みました。展示物を4日間展示することと、1日トークイベントということで、17日の午前中にトークイベントを行いました。トークイベントは内容が3つに分かれており、1つ目「ペット同行避難の体験」で、災害が起きたときペットと一緒にどのように皆さん避難しますか？というデモンストレーション、2つ目、「ペット避難の必要性」をお話しさせていただき、そのあと犬猫のクレートトレーニングで、災害時に必要なクレートトレーニングのしつけ方を、犬2頭を使いまして、実演いたしました。</p> <p>3つ目、ペット避難に関するカードゲームということで、それぞれの意見を交わしながら、災害時自分はどのようなふうに関係と避難するかということを考えるゲームをいたしました。</p> <p>展示は4日間展示いたしまして、資料にあるこのカラーの4枚のコピーを、A2の大きさにコピーし、1枚のパネルに貼りつけて、展示いたしました。展示に関して、会員が4日間説明説明にあたりました。いらした方に1枚目は震災が起こる前から仙台市と獣医師会とボランティアで準備はしていたんですよというお話で、2枚目、そういう準備があったから体制が早く立ち上がって、支援することができたとお話しさせていただきました。3枚目では、私たちが被災体験をし、被災者支援をしたことによって、見たり感じたこととかをお伝えし、最後に4枚目に様々な問題点やら、提案等を投げかけるという内容の展示です。</p> <p>私たちはペット避難というのが当たり前だと思って、発信していたつもりだったんですけれども、全国から来られた方たち、特に、震災を経験されていない方たちは、ペットも避難するということを初めて知りましたとか、2枚目にコメントがいろいろ寄せられています。やはりペットということがすごく意外だったとか、改めて考えるきっかけになりますとか、いろんなコメントいただいて、逆に私たちが、「ああ、そうなんだ、やっぱりまだまだこういう啓発活動というのはしていかななくてはいけないんだな」ということを感じました。以上</p>

	<p>です。</p>
<p>佐藤会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ペット同行避難というのは非常に大きな課題だと思いますが、それを実践されて、その方法を提案したり、問題点を指摘したりということで、全く知らない人にも、そういう大きな意識を持たせてくれたということで、非常に有効的なセミナーになったのではないかと思います。</p> <p>次は動物愛護セミナーについて紹介させていただきます。資料がありますね。「動物愛護セミナー、人と動物が共に幸せに生きていく優しい街を目指して」ということで、2月17日に開催されました。私が基調講演ということで「動物福祉と社会福祉」というテーマで話をしました。中味はメンタルヘルス問題が若年層を中心に、すごくふえているということと、それが経済的な損失につながっていますということ。その問題解決に動物介在活動とか、動物介在療法が有効だということを紹介しました。その次に介在動物として畜産動物が非常に有効で、その有効性をさらに増すには、福祉的な飼育法が重要ですという話をしました。</p> <p>その後、東北農政局の岩本次長から、医農福連携、すなわち医療・農業・福祉、この連携が国の行政方向の1つとして推進されているという紹介と、具体的な事例、あるいは受け入れ農場の整備に関わる農水省とか厚労省の支援の方向、こういうものが紹介されました。</p> <p>齋藤委員からは動物介在活動に関わる動物は家畜化された動物、すなわちドメスティックアニマルであることが重要だということ、その動物に対する教育訓練の重要性、衛生健康管理の重要性、こういうものが話題提供されました。</p> <p>最後に放牧養豚をやっている高橋精一さんから紹介があって、放牧された豚は自然な行動をすること、その豚の快適さと、そういう形で飼われた豚のおいしさが紹介されました。また、豚肉を購入されている家族の生ハム製造体験、こういうものを通じた食育、そしてその活動の中から障害者支援の模索が始まっているという紹介もありました。その後パネルディスカッションを、帝京科学大学の横山先生をコーディネーターに、農福連携推進の可能性というもので行いました。</p> <p>質問は紙媒体で収集したのですが、パネルディスカッションではあまりその話はしませんが、農福連携推進の可能性を、経済的な側面から話しました。もう少し倫理的な側面から議論すべきというような意見もありましたが、紙媒体でもそれらに対する質問がありましたので、私から回答書をつくりました。</p> <p>多分、その回答書については、質問者の方にお送りするとともに、ホームページ上か、何かの形で公開していただけることになっているようですので、全体的に非常に幅広く議論できたのではないかと思います。そんな状況です。</p> <p>全体を通じまして、26年度アクションプランと、それに関わります今の付帯の説明、それに関してご意見ご質問ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。それでは議事1の平成26年度動物愛護アクションプランの実施状況につきましては、了承されたということで整理させていただきたいと思</p>

	<p>ます。続きまして議題の2番目に入りたいと思います。平成27年度動物愛護アクションプラン（案）を事務局からご説明ください。</p>
<p>動物管理センター所長</p>	<p>はい、平成27年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）として、資料のほうは資料2としてご準備しております。平成26年度のアクションプランと違いがあるところをアンダーラインで示しております。追加された点で、特徴的なものを抜粋して、スライドで簡単にご説明申し上げます。</p> <p>実施期間につきまして平成27年4月1日から平成28年3月31日までとさせていただきます。重点取り組み事業は平成26年度と同様で、飼い主のいない猫対策事業と、災害発生時動物愛護対策事業とさせていただきます。</p> <p>尚、飼い主のいない猫対策事業に関しましては、仙台市獣医師会の飼い主のいない猫の社会復帰事業としての避妊去勢手術費用の助成の実績が、センター収容頭数の増減につながるものということがほぼ明らかになっていると考えられます。まずは獣医師会として、実績を上げていただくような受け入れ体制整備をお願いしたいと思います。それとともに、本市としましては、猫の捕獲ボランティアの養成によりまして、より多くの飼い主のいない猫の避妊去勢手術が可能と考えます。</p> <p>具体的なものとして、1つは先日実施いたしました猫ボランティアの会を、獣医師会や町内会を含めた形での定期的な開催にして、それぞれの役割を明確化して、体制を整備すること。またセンターの処置室等において、定期的に開業獣医師が来て、手術を実施するという形態の可能性の検討などが考えられると思います。このことにつきましては、獣医師会長から若干ご意見いただきたいところがございますけれども、よろしく願いいたします。</p> <p>次に災害発生時、動物愛護対策事業でございます。平成27年度におきましては、本市におきまして、すべての復興公営住宅が完成し、仮設住宅から移られる予定となっております。この中で12カ所の復興公営住宅がペットとともに暮らすための専用棟がございます。そこで被災動物救護対策本部としまして、ペットの会の設立支援、それとともに他の居住者との共生で、最重要課題と考えます犬猫の避妊去勢手術を、徹底的に行いたいと考えております。緊急災害時動物救援本部より200万円の義援金をいただき、復興公営住宅に入居する飼い主に避妊去勢手術費用を助成することとしました。</p> <p>併せて獣医療費の補助の実施、災害時の記録紙の作成の計画もでございます。後ほど本部長には、先ほど少しお話しいただきましたけれども、ここにも触れていただければなというふうに思います。</p> <p>また災害時のペット同行避難の啓発のため、6月12日の防災訓練におきまして、町内会として実施する避難所設置運営訓練の際に、ペットを飼っている方には、同行していただいて、実際のイメージトレーニングをしていただきたいと思いますと考えているところです。このことについて、後ほど吉川委員のほうからその可能性について、ご意見いただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。</p>

	<p>適正な飼養の推進の、収容動物の譲渡の推進につきましては、平成 26 年度にさまざまな形で譲渡からの、26 年度よりさらに広報しまして、普及する方法を考えていかなければならないところでございます。まずは今年度作成しました、先日前お話ししました「仙ねこミラソン」による譲渡普及ビデオ、実物大の犬猫写真パネルの活用方法について、獣医師会・ボランティアと協議しまして、実践いたしたいと思っております。</p> <p>続きまして、人と動物との良好な関係の構築の推進の、動物介在活動の推進でございます。課題としましては前提として、この活動を実践するボランティア、及びボランティアの犬猫の不足の問題がございます。これらをふやしていく必要性があります。また一方、適正飼養のこと、動物愛護精神の啓発、命の教育においても非常に有効とされている動物介在教育につきまして、教育者に広く理解普及することも求められているところでございます。</p> <p>この2つのためのセミナー等の開催を考えているところでございますけれども、このことについて後ほど、柴内委員と坂本委員にご意見とかご提案をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひします。その他として、全体に関わってきますけれども、先ほど大草副会長のほうからお話しいただきました。動物愛護週間行事として、仙台市獣医師会主催のどうぶつフェスタ in SENDAI が今年初めて開催したところでございますけれども、27年におきましても、宮城県獣医師会と共催で開催を予定しているというところでございます。これに関してはもう既にお話をいただいたところでございます。以上、平成 27 年度動物愛護アクションプラン案のご説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございました。さまざま意欲的な計画が出されましたので、各団体のご協力なしでは多分推進できないと思いますので、それぞれの担当の方から少しご意見をお伺いしたいと思います。まず大草委員より、飼い主のいない猫対策及び復興公営住宅のペットの会支援、動物フェスタ in 仙台について、特に前のほうのお話を今年度の計画としてご紹介いただければと思います。</p>
大草副会長	<p>では私からご説明を申し上げます。今所長よりお話がありました。飼い主のいない猫対策事業は非常に重要であると、獣医師会自身もそのような認識を持っております。先ほど言われたとおり、方法論というのはいろいろあると思うんですね。ですからやはりセンターである程度の数を揃えて、そこに獣医師を派遣するという方法も非常にいい方法だと思います。そのほうが効率的にできるんじゃないかということで、これから私と所長の間でいろいろ話し合いを持って、よいことは推進していきたいということでもあります。</p> <p>もう1つの復興住宅の被災ペットの避妊去勢手術の費用の助成事業でございます。これは特に、山口委員と柴内委員にもお聞きしたいんですけど、こういうことを推進していいのか悪いのかと、会の中でも賛否両論あるんですね。ですからご意見を伺いたいと思います。</p> <p>どうしても、そういうことが必要であるということ、犬のメスについては</p>

	<p>25,000 円、オスについては 10,000 円、猫のメスについては 15,000 円、オスについては 10,000 円の助成をするということで、一応飼い主の自己負担額を 5,000 円ということで、一応見積もっています。</p> <p>しかしながら先ほど言ったほかの助成事業で多分 5,000 円を補助すると、大体これでプラマイゼロになるということで、この事業を推進していきたいということでもあります。ただ中にはどうしてもこういうことはいやだという飼い主もいらっしゃいます。そういう方たちをどうするかということ、無理して、この事業を行うということはなかなか難しいと思いますので、トラブルのないように、事業を推進していきたいと思っています。</p> <p>これは先ほど所長より話があったとおり、東京の対策本部より経費として 200 万円を、支援をさせていただいております。以上であります。</p>
佐藤会長	<p>今大草委員から問題提起されました件、復興公営住宅で飼育されている犬猫の、予算を新たに取った、不妊去勢手術。予算を取って 100% 実施という事業を行いたいという提案に対し、大草委員からは、賛否両論があるという話が出ました。それについて何かコメント、柴内先生、山口先生からコメントいただければと思います。</p>
柴内委員	<p>欧米先進国では例えばこうしたところに入居の条件として提示されますと、これは、当然のことですね。日本でも公団住宅がすでに 20 年前になりますけれども、長年のペット不可を可にするための委員会を開きました。そのときにも集合住宅に入るのに、避妊去勢をぜひという提示をしたのですが。その中でも自然のことはできるだけ自然のままよいなどという、学術担当者もいましたから…。</p> <p>しかし今回こうした形で入居なさるためには、もう不可欠ですね。簡単に申し上げると、動物の心身にとっても最良。加えて周辺との関係にも、去勢不妊はとても大切なことです。</p> <p>世界的には、獣医学的にも、動物にとっても、健康面、そして精神面も 99% よいことと肯定されているわけです、日本ではなかなかこれを受け入れられない方がおられます。ただ、それは心情的なものであって、それをできる限り教育していくことが専門職の責任であると思います。</p> <p>もしも不妊去勢を拒否なさるといった場合、入居ができないと。それほど厳格なものだと思いますが。その動物の健康状態が不妊や去勢に、耐えられない状況であれば主治医の、手術猶予の書類を出して頂ければ問題はないと思います。</p> <p>主治医または地域の獣医師会で責任を持って、その動物の健康状態を判断して結果を出せば良いと思います。</p> <p>地元の獣医師会、大草先生はじめ、先生方が最善の方法と特例を、勘案してあげられればよろしいと思います。</p>
山口委員	<p>私は柴内先生のお話に全く賛成でございます。その上に少しお話しさせていただきたいのは、新潟県の災害のときに、すべての仮設住宅でペット可になっ</p>

	<p>たんですね。でもその条件として、仮設住宅で動物とともに暮らすには、不妊去勢手術をしてくださいと。そのお金は義援金から出たわけです。</p> <p>やはり集合住宅って戸建じゃないですよ。復興住宅も。集合住宅で動物とともに暮らすということは、周りにたくさんの人々や、特にペット可ですから、ほかの動物もいるわけですので、その中で飼育管理するには不妊去勢手術というものは、特に大切なことだということです。これはもうどこの国でもそういう条件は逆につけていらっしゃる。</p> <p>特にケネルクラブなんかでもそういうことを条件に、譲渡されていることでもありますので、ぜひ考えていただきたいことだと思います。当然、動物がそれに耐えられない状況は、これはもう獣医師の証明の下で避けるということはお望みしたいと思います。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございます。そのほかご意見ございますか。復興公営住宅で去勢の問題を説明するときには、センターのほうから説明に行くんですよ。そのときに少し詳しく世界の情勢なり、論理的なところをお話いただければと思います。</p>
動物管理センター所長	<p>一応この事業は先ほど話したとおり、仙台市被災動物救護対策本部としての事業として、義援金をいただいて、ボランティアも含めて、獣医師会も含めて、市と三者で行う事業になります。獣医師会は実施する、手術をする立場にもございますので、そこで明確な考え方がないとなかなか進まないと思います。一緒にそこをもう一度確認しながら、しっかりした情報と科学的な根拠でお話をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
山口委員	<p>現在複数飼っていらっしゃる方に、それ以上ふやさせないという意味からも大切だと思います。</p>
佐藤会長	<p>それではよろしくお願いたします。</p>
大草副会長	<p>ありがとうございました。</p>
佐藤会長	<p>それでは続きまして、防災訓練において、実際にペットを同行して訓練するという、ペット同行避難の啓発に関連して、イメージトレーニング、ロールプレイもやりながら訓練するというところに、吉川委員のほうからご意見何かございますでしょうか。</p>
吉川委員	<p>避難所運営マニュアルを町内会として取り組んで、早急につくるようにという運動を去年はやったことございまして、大多数の連合町内会単位にできたところでございます。区によって違いがあるんですけども、大体できております。指定避難所は仙台市に 191 カ所ございます。その指定避難所のマニュアルができたことで、それを基にしたの避難所運営訓練、これも昨年度から始めたところでございます。</p> <p>ただ、始めたばかり、緒についたということになりますか、そういうことでこれからであろうかと、私は考えております。私の住まいの岩切地区町内会連合会でも、今年は避難所運営訓練を取り上げたいと考えてございます。私こういう立場になっていることで、ペット同行の避難所運営訓練も取り入れるとい</p>

	<p>うことを思いつかなかったことで、大変申し訳なく思っております。</p> <p>そういったことでは 27 日に私たちの岩切地区町内会で、16 町内会ございますけども。岩切小学校・中学校、あと岩切東コミュニティセンターと 3 つの指定避難所を持っているわけで、どこか 1 カ所を選んでの訓練ということになるかと思えます。そういった訓練に対して、ペットの同行、ペットの取り扱いについての項目を何とか入れるように、私も努力してみたいと思います。</p> <p>それとこれは、今は自分のところだけ申しましたけども、全市的にこれも考えていくように、町内の会長さん方にも呼びかけ、これから努力させていただきたいと思えます。以上です。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございます。ぜひ 1 カ所でも始まれば、その後ずっと展開していくと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。ほかは何かございますか。よろしいですか。それでは続いて柴内先生から、動物介在活動のボランティアですね、ボランティア動物をふやすためのご提案お願ひしたいと思えます。</p>
柴内委員	<p>なかなかボランティアは日本では育ちにくくて、日本のボランティア元年は関西の震災が日本のボランティア元年といわれているぐらいで、欧米とは大変な差があるわけですね。子どもたちも、幼稚園・小学校からボランティアをすることが、人生を幅広くするという大切な資質の 1 つとして推奨されてきている欧米と比べますと、日本では“リタイアしたらボランティアを手伝うよ”という言葉があるぐらいに、なかなかボランティアということに興味を寄せてくださる方の少ない国だと思ってきました。</p> <p>私も 30 年前に動物介在活動をスタートさせましてから、今日までまだまだ不十分ですが、やっと理解が高まって来たと思えます。但し、災害時などの急上昇するボランティア活動は活発ですが地道な活動への参加は変わらず、協力の呼びかけが常に必要です。私が携わってきた公益社団法人日本動物病院協会の人と動物とのふれあい活動 CAPP 活動では動物を介在させますし、飼い主とのパートナーであることが定められていますので、共に健康で学習し、動物介在活／教育／療法にボランティア参加しています。</p> <p>ボランティアとして、社会参加することで知識・意識の向上、動物に関する知識の取得、ともに社会にお役に立っているという誇りも持てる人生の支柱のように理解して頂くことですが、更に参加する動物への社会の理解ひいては動物の社会的処遇の改善にも繋がる活動として理解して頂くことです。但し、単に継続しては息切れがしますので、時を見て脚光を受けるようなチャンスも満遍なく作る必要もあります。そして常に学習の楽しさと向上心を育てること、新人を大切にすることでしょうか。</p> <p>アニマル仙台さんも大変力を入れておられますが、市民の方の飼い主の教育、動物たちのしつけの教育を手伝って、しつけでよい子に育て、ボランティアに興味を持っていただける方向に持っていくということが、とてもよい方法です。</p> <p>現役のボランティアさんがそれぞれ社会参加することに、自信と誇りを持って、例えば散歩をしても、優秀な友人がいたら、その人を誘ってみるとか、</p>

	<p>活動のパンフレットをお渡しして紹介したり、活動の意識を正しく伝える人に育成していくことなども重要です。</p> <p>飼い主教育が一番大切です、健康で平和な社会をつくるために、動物たちがこんなに役に立っているんだということを伝えていく機会をやはり私的にも、公的にも機会をつくって、飼い主の方々をお誘いすることと思います。</p> <p>こちらではエーキューブさんが立派に育ておられるわけですが、エーキューブさんだけでもなかなか大変なことがあります。それをセンターがいつもフォローしてくださっているわけです。仙台市は動物たちを市民として教育もして社会参加の機会を作っているということです。</p> <p>今日は私、このプリントをこちらに来てからコピーしていただいたのですが、このアンソロジーの、これは外国の動物に関する、雑誌の中から役に立ちそうな部分を、麻布大学の太田先生の教室にご依頼して、部分的翻訳をしていただいているものを、JAHAのニューズレター用にも活用させていただいているものです。</p> <p>その中から、比較的身近なものを、持って参ります、ご覧いただきますと、お分かりですが、近年小学校等、教育の場での、動物の活用、またオーストリア、ウィーンの危険な犬種は飼い主がライセンスを持たなくてはいけない法律とか、お役に立てていただければと持参しました。私達はボランティアさん方に、世界の情報を次々と差し上げることが参加下さる魅力の一つにと願って活用します。</p> <p>このような知識をどんどん差し上げながら、意識を高めてき、よいリーダーの核になる方々を育てることが大切かと思えます。思いつくままに申し上げてみました。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。動物介在活動など、人と動物が共生する社会の意義ですね、そういうものをやはりこのボランティアさんに自覚してもらうことが動機になると思いました。セミナー等を通じて意義を明示していくことが、内在的に「やりたい」「やらなくちゃ」という動機につながる。社会的な意義が意識できるような取り組みが、必要なんだろうと、今柴内先生のお話を聞いて感じました。</p> <p>まさに動物に対する配慮というのは、他者に対する配慮でもありますし、動物観と人間観というのは非常に共通していますので、学校の教育の中でも動物愛護教育は非常に重要だと思いました。</p> <p>これから道德教育も展開されるという話にはなっていますが、道德というのは人の道、倫理で、人に対する考えと動物に対する考えというのは共通していますので、道德教育の中に動物愛護教育をかなり強く取り入れていく必要があるように、私は感じています。その点に関して、坂本委員から何かご意見をいただけないでしょうか。</p>
坂本委員	<p>私はこの委員にさせていただいたときには小学校の校長という立場で参加させていただいたんですが、今仙台市の教育局の教育センターというところに勤</p>

めております。教育センターは仙台市立の幼稚園、小中高校の教職員の研修の場になっております。年間で約 170 の研修会を行っており、教職員の資質の向上、授業力の向上、そういったものを目指している機関に今勤めております。そういった立場でお話をさせていただきます。

まず1つは今お話しいただきました動物介在教育ですが、子どもたちにとってその命の大切さというものを教えていくということは、震災以来、非常に大切なことだと考えておまして、これからもしっかり進めていかなければならないと考えております。

ただ、例えばそれを動物介在教育として行っていく場合に、一度や二度、動物と触れ合っただけでその命の大切さというのが果たして子どもたちにどれくらい伝わるのかと思います。もう少し学校現場としても、年間を通して、動物たちと関わっていく中で、子どもたちの気持ちをどのように育てていくか、変化させていくかと、そういったことが必要なんじゃないかなと思っております。

先ほど 27 年度のアクションプランの中で、学校教育者に対して動物介在教育の有用性について、研修会の開催ということ載っておりましたが、これも大きく 2 つに分かれるかなと思います。1 つは動物管理センターが主催として行う研修会と、それからもう 1 つと考えると私が今所属しております教育センターの中の研修ということが考えられるかなと思います。

教育センターで行っている、170 ある研修の中で、例えばなんです、もしそういった研修を入れられるとすれば、センターの研修の中に機関研修というのがありまして、例えば博物館とかそれから大倉ふるさとセンター、それから市民図書館、それから仙台文学館、地底の森ミュージアム、児童相談所とかですね。教育センターが窓口になって、そういった機関を会場として行う研修というのがあります。

もしかしてそのあたりであれば実施は可能かなと、今の時点で思っております。これについては例えば健康福祉局と教育局の間で話し合いをして、検討していったら、大丈夫だということになれば、教育センターとしては実施することは問題ないかなと思います。

ただ、なかなか教育センターの研修につきましても、参加者が大変多い研修と、非常に少ない研修があります。少ない研修だと一桁という研修もあります。ということで現場の教員がどれくらい興味関心を持っているかということにも尽きると思うんですが、ただやらないよりは、やって少しでも広めていくということが必要じゃないかなと思います。

20 年前に生活科という教科が学校に入ったときに、どこの学校でもウサギとか、ニワトリとかいった動物をたくさん飼って、子どもたちと触れ合うということをやっていたんですが、その後アレルギーの問題とか、病気の感染の問題とか、そういったことが段々言われてくるようになりまして、段々そういう動物を飼う学校が本当に少なくなってきました。

私の記憶では現在動物を飼っている学校は、本当にわずかではないかなと思

	<p>います。こういうウサギとかニワトリに限ってはですね。そういった状況もあって、子どもたちからはそういう動物から、気持ちが離れていっている。教職員からも離れていっているということはあると思いますが、こういった動物の必要性というのは、子どもたちも教員も感じていると思いますので、こういった研修を設定していくというのは、大切なことじゃないかなと思っておりました。以上です。長くなりました。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございます。非常に前向きなご提案をいただいたかと思えます。教育センターの研修の中に、各機関が担当する機関研修というのがあるので、その辺を管理センターとしても検討していただけるのがあるかなと思います。いかがでしょうか。</p>
保健衛生部長	<p>はい、ありがとうございます。比較的市民利用の施設なり、そういうところの機関研修も多いのかなということでお聞きしたんですけども。センターに来ていただいて、教職員の方にもこういうところでこういう事業をやっているんですよと、知ってもらうのもまず意義があると思います。どういったやり方とか、先生方のご都合とか、恐らく新年度の先生方のご予定とか、多分もう年度末ですので、大体あらかた決まっているんだと思うんですけども。その辺、教育委員会とも調整させていただきながら、何かしら新年度にこういう形でやりますので、お越しくささいといたったものがないかということで、詰めさせていただきたいと思えます。お願いします。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございます。ボランティアの問題、先ほど柴内先生から提案ありましたように、やはりその活動の社会的意義をきちっと自覚してもらうことで、ボランティアの推進力になっていくと思うんですが、齋藤さんはずっとボランティアに関わってこられていますが、社会的意義を、教育するとか、どのように取り組まれておられるのでしょうか。</p> <p>たくさん先生方もおられますし、愛護センターでもできると思うので、ボランティア活動と、教育活動との関わりを、今後、検討いただけるのか、その辺お話しいただけないかと思えます。</p>
齋藤委員	<p>はい、今年度も柴内先生の介在活動セミナーに、たくさんの講習生が見えて、その中から新たな会員の希望者が、3名くらい申し込みがありましたので、ちょっと期待をしているところですけれど。</p> <p>介在活動をやって13年になります。発足時から参加していた動物が高齢化活動が出来なくなり、活動動物が足りない状況です。やはり動物と一緒に介在活動を経験した方は、介在活動で社会貢献することに、会員さんが張り合いを感じている様です。この間も児童館から依頼がありまして、幼児対象の介在活動をいたしました。</p> <p>初めて動物に触るといふ、2～3歳児のお子さんとお母さんなんですが、お母さんもちょっと不安な感じで、恐る恐る触って、ちょっと「触れられた」という自信が、ちょっと緊張した顔から、ホワッと優しい顔に子供さんがなる、その瞬間がたまらないよねって会員さんからの、最後の感想に、活動する側も対</p>

	<p>象者の変化を体感することで、活力をいただく様に思います。</p> <p>活動犬が高齢で亡くなった方も何カ月かすると、「やっぱり犬いないと寂しいからまた活動犬にする子を迎えました」、という方が会員に多いので、活動している側も訪問活動に行って、小学生や幼児に、体感させたことで、先ほど最初に寺岡小学校で活動したときの先生の感想の様に、優しい気持ちや優しい表情が見えたということと同時に、活動している側も同じようにたくさんの幸せな感覚をいただくということが、介在活動を続ける意義なのかなと思っています。何かとりとめのない言葉ですけども、以上です。</p>
佐藤会長	<p>いえいえ、はい、ありがとうございます。当然そういう面も含めまして、ボランティアの養成ですね、それを今後も進めていってもらえたらと思います。甲羽先生、先ほど26年度のアクションプラン実施状況、この中でも動物業者への立ち入りの話がいくつかありましたけども。27年度のアクションプランにおいても、問題のある業者に対して重点的に立ち入り検査と、そして指導を実施しますということですが、業界としてもそういう取り組みというのは何か行われているのでしょうか。</p>
甲羽委員	<p>業界といたしましては、店そのものが少なくなっています。と言いますのは、小鳥の時代ですと相当の業者があったんですけども、実際犬猫を扱っている店とか、昔のように小鳥屋がいっぱいあった時代のように、小鳥を店に並べて商売しているという店も非常に少なくなっています。従いまして私どもの組合員も非常に数が減ってしまっています。</p> <p>これは特殊な話になりますけども、日本鳥獣商組合連合会という全国組織があったんですけども、これを私は解散させました。なくなりました。なぜそれをやったかと言いますと、山に行って小鳥を捕まえて来て商売するという、それが全国的に禁止になっているんですけども、なくなる。それをこっそりやって10羽も20羽も山の鳥を捕まえてきて、隠れて売っているというのがあまりにも多かつたし、途中から農林省がから、そういう不法行為を指摘されることが多くなってきたものですから、昭和40年代から続いてきている業界の団体なんですけど、これが1つの隠れ蓑みたいになって、案外やりやすいような背景をつくってしまっているという面もございましたので、解散させました。</p> <p>私が理事長をしていた時代、何かあったときに、これは大変なことになるかもしれないという考え方がありましたので、支出を極端に抑えてきたんです。そして、解散する段になったら、非常に会員も減っていましたので、逆に剰余金が非常に多くなってしまって、全国の全組合員に対して、16万の交付金が可能な状態になったので、実行させて解散させました。</p> <p>これからはいわゆる山のヤマガラとかウグイスとか、メジロとか、ああいう鳥は一切店に並ばないという時代になりました。そんなこんなで忙しかったんですけども、割合スムーズにそのことも実行できまして、業界としての現状としては、非常にコンパクトになったと言いますか、全国組織がなくなりましたので、店でそうした、いわゆる野鳥と称する鳥の販売は、一切できない状態に</p>

	<p>なりました。</p> <p>それでいわゆる野鳥の会とか、その辺が非常に私どもを批判していましたんですけども、それに負けたわけじゃないんですけども。思い切って解散させました。そんなこんなで、この席は大体犬猫中心で考えている組織でありますけども、私どもの現状についてちょっとお話しさせていただきました。ありがとうございます。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございます。全国組織がなくなったということで、業界として自主規制というのはもう無理な状況のようですので、ぜひ愛護センターで立ち入り検査等、今後もよろしく願いいたします。平成 27 年度アクションプランの全体について、何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>急がせて申し訳ないですが、ご意見も出尽くしたようですので、議題 2 の平成 27 年度動物愛護アクションプラン案については了承したということで、整理させてもらいたいと思います。それでは次に議題 3 のその他ですが、殺人等にリンクするということが問題化し、動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、獣医師の通報が義務づけられた動物虐待について、ほかの自治体の事例、対応方法など、山口委員よりご紹介いただきたいと思います。</p>
山口委員	<p>皆様のお手元に、1 ページに 6 枚入れたスライドを印刷したものを用意させていただきました。動物虐待への対応を考えるということでお話を進めさせていただきます。昨今、残虐な殺人事件があった場合、ほとんどその前に練習台のようにして、動物が殺されていると言う報道が、必ずと言っていいほどあります。やはり同じ命ということで、動物と人は違うなんていうものではなく、同じ命なんだということがほとんどの方々、日本国民も理解をしてくださっていているかなというふうに思います。</p> <p>ただ、動物虐待はマスコミの方々は、大体残虐な殺傷のことしか動物虐待とおっしゃらないんですけども、2 つあります。1 つは意図的な虐待、積極的な虐待、それこそ新聞報道されるような、残虐な虐待ですけど、もう 1 つはネグレクト。適切な世話を与えないというものです。積極的虐待というのはやっけてはいけない行為を行う、あるいは人を介して、あるいは動物を、犬をけしかけて行わせるというふうなことで、皆様のお手元にありますから、全部読みませんけれども、暴力行為を加える、あるいは心理的抑圧や恐怖を与える。それから酷使をするということですね。</p> <p>それは先ほど言いましたように、さらなる犯罪への 1 つのシグナルであるということで、F B I でも、日本の警察庁の白書にもはっきり入っております。最近では残虐な殺人事件が起こったら、その周りに、その前に動物虐待がなかったかということ警察も調べます。</p> <p>ネグレクトにつきましては、逆にやらなければならない行為をやらない、健康管理をしないで放置したり、世話をしないで放置するというんですけど、これは本当に児童虐待とそっくりなんですね。親が子どもの世話をしない、ご飯を与えない、小学生 6 年なのに 1 年生ぐらいの体重しかないとか、あるいは</p>

お風呂にもずっと入れないで、汚い恰好しているとか。

動物のほうは飼い主が犬に十分なご飯を与えずに、もうあばらが触れるくらいのガリガリにするとか、あるいは毛玉だらけにして、どこが頭かしっぽかわからないような状態にするというふうなことで、本当に児童虐待との類似性があるんですね。

先ほどの動物虐待、積極的な虐待につきましては、さらなる犯罪への1つのシグナルであると言いました。この意図的虐待もネグレクトも含めまして、今家庭内暴力、DV、児童虐待、すべてからんでいると言われてます。

家庭内暴力のあるところでは、その家庭内暴力が奥様に向かっていたり、子どもに向かっていたりするときには、そこに動物がいれば、動物も犠牲になっていることもありますし、逆に子どもさんが親から虐待を受けているときは、その同じことを子どもさんが動物に対してやっているということもあつたりします。ですからこの動物虐待と児童虐待、家庭内暴力、もう1つは今言われている高齢者虐待ともつながっているといわれています。

動物虐待というのは動物に肉体的・精神的苦痛を与えることということで、殴ったり蹴ったりだけでなく、先ほど恐怖を与えるということも言いました。苦痛というのは、今まで大概の人は痛みを先に想像されるんですが、痛みだけではなくて、不快なことももちろん、病気も失調、極度の疲労、恐怖、それからその人が生きていく、人間の場合はその人が生きていくため、あるいは動物の場合も生きていくために必要なものが満たされていない状況も苦痛というふうにいわれております。肉体的苦痛、それから精神的苦痛、これはどちらが重いかということはなく、両方とも苦痛であり、どちらが重いということはないということですね。

ここで必要なものというのがニーズなんですけれども、ここに書かれていることを見ていただけたらおわかりのように、ほとんど人間も同じですよ。「人間以外の動物の」って書いていますけれども。肉体的、環境的、行動的、精神的、社会的ニーズ。社会的ニーズっていうのは動物も、単独行動する動物もいれば、集団群れで行動する動物もいますので、そこで群れで生活する動物を単独で飼育すれば、それだけでもストレスになったりします。

ニーズが供給されない場合には、肉体的・精神的・行動的に影響が出てきます。精神異常行動が出たり、あるいはストレスが多大になれば、皮膚病が出たりします。あるいは血便・血尿、これは阪神大震災のときにデータが出ているんですけど。

最初はやむを得ないんです。もうどっと災害が起こったときはケージに動物を入れるんですが、それが長期間続きますと、周りに知らない動物がいっぱいいる、飼い主から離れている、まだ被災した不安、あるいは余震があつたり、飼い主さんがいないけれど、優しいボランティアさんだけでも、日替わりボランティアで精神的に安定しませんので、血便・血尿が出る。それをケージからパドックつきの犬舎に移したら、かなり血便・血尿が減ったと言うデータが得

られたのです。多大なストレスをかけると、そういう症状としても出てくるといふことですね。

でもそのニーズの基になっているのが、これは動物福祉の国際的概念っていわれている5つの自由で、「飢えと渇きからの自由」「不快からの自由」「痛み・怪我・病気からの自由」「恐怖や抑圧からの自由」「正常な行動をする自由」ということで、これは基本になっております。日本の法律でも一部言葉を変えて、動物の愛護及び管理に関する法律の中にも入れられていますし、世界の動物の保護法、あるいは福祉法の中にはこれがしっかりと法文として入れられています。

日本の法律でも虐待については、殺傷はもちろん、今回の法改正で「酷使」ということも入りました。健康及び安全を保持すること、病気なのにちゃんと病院に連れて行ったりしないこともそうですし、汚いところで飼育管理することも虐待ですよというものが入れられました。

またこれは獣医師に対して、義務ではありませんけれども、努力義務ということで、虐待と思われる動物を発見したときには、都道府県知事その他の関係機関に通報するよといふ言葉も入りました。獣医師はとて今回の法改正で大切な役割を振られているんですね。

これは1997年のとても古いものなんですけれども、十分今でも通用するもので、虐待を見る参考にといふことです。殺傷ではなく、ネグレクトです。タフツの獣医大のほうでつくられました。身体的尺度は、どれだけひどいか、1が理想的で、5にいくほどひどい、ガリガリになっていくんですが、身体的尺度だけではなく、どういうところで飼育管理しているか、気候における安全性ですね。とか環境、先ほどのふん尿とかがいっぱいあるような、あるいはガラスが割れているようなところで飼われているかどうか。

それから先ほど毛玉だらけでって言いましたけれども、そういう身体的ケアの尺度、そういうものを全部合わせて、このまま放置すれば虐待にいきますよといふ判断の参考にといふことでつくられたんですが、これが今でもそのまま使えます。すごく小さくて見えにくいんですが、環境省のホームページから取れます。ですのでもし見ていただけたらといふふうに思います。

今のを頭に置いていただいて、ずっと見ていただきますと、これ猫の繁殖家ですけれども、ゴミだらけの中で飼育管理されていますから、完全に今度の法改正では引かかりますよね。これは自治体が手を入れて、あまりにもひどい、近所からもその窓開けられないぐらいの臭いがするといふことで、自治体が何回も、何回も指導しました。

この人、7畳ぐらいのプレハブの中に、26頭だったか27頭だったか、の猫を飼っていたんですが、それを指導したらプレハブごとヤドカリのように違うところに行って、またやって、またそこで苦情が来たらまたヤドカリのように、ですので、何回も場所を変わりながらやっていたんですが、ちょっと指導入れたらよくなりますが、もう猫の様子を見れば目ヤニだらけといふことは、見て

いただけたらおわかりだと思うんですね。

ただ、とうとうこの人は業の登録は取り消されました。でも県をまたいで、転々と移動しますので、やはり登録を取り消したりした場合は、ちゃんと他の県にも、環境省を通して通知していただくといいと思います。全国の自治体に取り消しましたよということを通報していただかないと、よそへ行ってやって、全然その自治体が知らないで登録を受け付けちゃうってということもあり得ると思いますので、そういう回覧は必要かなというふうに思います。

これも動物取扱業で、ペットショップで売れ残ったものを引き取って、売っているっていうんですが、どう考えても売れそうにないような動物なんですね。この状況、同じお店ですが、誰が買うかしらというふうに思います。こういう状況で飼育管理されていますので、これははっきり言って、取扱業の基準に合致していないと思います。

これも譲り受け飼養業で飼えなくなった子を、お金をもらって引き取って、病気になっても獣医師さんに見せずに、そのまま死に絶えていくという状況なんですね。殺しはしません。でもそのまま死に絶えていくという状況なんですね。

それから不適切な飼育管理ということで、左がおわかりのようにご飯の量が足りなくて、ガリガリだったんですね。右は首輪が、体が大きくなるのに、同じ大きさの首輪をそのままにしていたから、食い込んで膿がたまっていたという状況です。これも自治体の指導が入って、自治体が虐待で訴えた事例なんですけれども、下はふん尿の山です。この上で、この中でいてお散歩なんか連れて行ってもらっていません。ずっとこの中です。

これが先ほど言いましたどろがしっぽか頭かわからないっていう状態です。before・after がありますので、同じ犬です。どうしたら左のようになるかしらと思いますけど、左のほうになるまで家で飼われていたんですね。その状態で保健所に連れて来られてきて、幸いにも新しい飼い主さんにももらわれました。左のような状態になるまで、家で飼えることがわからないという状況ですね。

これは私たちが動物との共生を考える連絡会として、告発した事例ですけれども、同じ馬です。乗馬クラブで雪が融けて、2頭の死体と2頭のふらふらになった馬が見つかり、2頭は助かりました。近所のポニー牧場と別の牧場に保護していただき、2人の馬の専門の獣医さんにも診ていただいて、裁判では皆さん証言をしてくださいました。ポニー牧場の場長さんも、ボディコンディショニングスコア、これは犬でもありますが、馬でもちゃんとありますので、それを使って説明していただいて、罰金がつきました。

これはボウガンで猫を1頭射殺し、1頭を傷つけた、意図的な事例ですね。これは上げ馬神事ということで、1メートル80くらいの崖に登らせるために、興奮させないと上がらないだろうと、脾腹の一番柔らかいところを棒で突いて、もういやがっているの丸わかりですよ。足を後ろに挙げていますから。こうやって興奮させて、崖を上げるんですが、うまくいかなくて、壁に激突して、

バツと鼻血を出す馬とか、滑って首を折って、目の前で即死された馬を私も現場で見たことあるんです。こういうのもやはり意図的虐待ですし、闘犬は4県では禁止していますが、ほかの県では禁止していませんので、合法的に行われています。

対応例なんですけれども、とんでもない殺傷、ひどい動物の殺され方とかは警察に即連絡がいくと思います。今ネットで虐待の映像を流しているケースでも、ネットですとどこでやっているかがわからないんですが多分警視庁などにはネットを追跡するところがありますので、そういうものはみんなやっぱり警察にいくと思うんですね。

自治体が対応する事例として、結構多いのはネグレクトだと思うんです。その場合はやはり、言っている人のことが本当かどうかという確認も必要ですから、絶対この現場に行くこと。でも行きますよと言うと、特に業の方はきれいにお掃除されると、全然わからなくなる場合もあるし、いくら掃除しても全然きれいにならない場合もあるでしょうが、やっぱり現場確認は必要ですし、その状況によっては警察との連携が必要です。特に早期救出して、保護しようと思う場合はやはり警察との連携は必要だと思います。

虐待の現場にいったときに、その場で児童虐待とか、DVとかの関連の疑いがある場合も、警察との連携が必要です。特にネグレクトの場合はできるだけ早く早期介入して、改善を指導して、改善の支援もするという形をしない限り、動物が助けられても予後不良ということになったりもします。できるだけ早い介入が必要だと思うんですね。

そのためには現在の飼養及び保管に関する基準というのは、みんな原理原則と思っちゃって、強力なものではないと思っていらっしゃる方が多いので、罰則ともからんだ飼育基準、もっと細かい飼育基準が必要だろうなというふうに思っています。

それから指導勧告命令ということが出来るんですが、71回指導で引っ張った自治体もあります。71回指導する前に、早く勧告命令に移ってほしいということがあります。あまりきちんと改善できなかつたら、勧告して命令することが改善させるもとだというふうに思います。

特にホーダーのケースですね。ホーダーのケース、能力を超えた多頭飼育の場合は動物担当だけでは難しい。特に精神衛生上の問題ありという方も結構ホーダーの場合はいらっしゃいます。やはり動物管理行政、公衆衛生、それから環境衛生、消防や警察、精神衛生、人の福祉関係者、それから住宅管理、個人の住宅ではなく、市営住宅とかっていうこともありますので、それから動物の専門家、動物福祉の民間団体と、やっぱりチーム対応が必要だと思うんですね。

そのネットワークづくり、仕組みづくりが必要で、緊急災害のときとか、いろんなことを考えても、今は人だから、動物だからではなくて、人に動物はついているんです。人を助けようと思ったら、動物も助けなきゃ人は助けられませんし、逆に動物を助けようと思ったら、人もくっついているんです。です

からその両方を助ける意味でも、そして人と動物がともに幸せに住むためにも、この人側と動物側が一緒になって対応するという必要性はあると思うんですね。

殺処分ゼロと終生飼養、日本は殺処分ゼロって言って、何でもかんでもゼロ、どんな動物でも殺しちゃいけませんっていうふうに、日本の場合は思われています。ドイツでは殺処分ゼロですといわれていますが、それでも攻撃性の強い犬とか、もう予後不良、置いておくだけで苦痛がひどいという動物は安楽死しています。

そのところ、日本の場合ははき違えている方がいらして、そのまま、苦痛のまま置いておくことは、動物福祉に反するというので、動物福祉の中にはそういう苦痛を取り除くという意味の安楽死は認められています。ですので、ましてや人を噛み殺した土佐犬等、とても次の飼い主には渡せません。また同じ事故が起きますので、まずは闘犬を禁止しましょうよというところがあります。

それから終生飼養ということ。私は保健所には動物は出しておりません。終生飼養しております。でも先ほどのホーダーのように、ホーダーになる方はどちらかというと、保健所に連れて行って殺すなんてとんでもないと言って、動物を集めますが、その集めた中で一人の人が、お金もなく、スペースもなく、100頭の動物を十分世話できません。それは病気になって、そこで死に絶えていくだけ。日本の場合は今の皆さんのメンタリティを考えますと、「殺処分ゼロですね。でも動物福祉もゼロの国ですね。」っていうふうにいわれる可能性がかなり出ているかなと思っています。

ですから殺処分ゼロと、入り口出口を閉める前に、まずは病気の子でも継続治療しますわ、高齢でもうちが最期を看取りますわっていう、そういう優良飼い主をふやすこと、受け皿をふやすことを先にしない限り、ゼロと言って閉めてしまえば、いろんなところへ行って飼い方指導をしなければならない自治体が同じようにホーダーになってしまうということがあります。

逆にどんどん動物をもらってもらおうとして、出します、あるいは団体譲渡で最初はともちゃんとやっけても、かわいそうと思いますと、やっぱりまだ譲渡できていなくても、どんどん引き取ります。そうしますとホーダーの二次崩壊になり既にもう起こっておりますので、その辺はとても気をつけなければいけないところだと思っています。

最後に、動物の遺棄、虐待を未然に防ぐためにと考えますと、命の教育、動物福祉教育、飼い主責任の普及ということで、これも動物関係者だけでなく、教育委員会やPTA、地域の方々も巻き込んでやるのがとても必要だと思いますし、先ほど話ししました早期介入、改善指導、改善支援のためのネットワーク、仕組みづくりが大切だになっていうふうに思います。

命の教育のところでは、奈良県が今教育委員会と一緒にやっております。奈良女子大の先生が、教育関係の先生が、それが本当にうまくいっているかどうか

	<p>か、検証する委員会をつくっておりますので、少しずつ自治体と教育委員会がともに手を取り合って、この教育をやっていこうというところが出てきているということをお知らせして、終わらせていただきたいと思います。すみません。先生、お時間をいただきまして。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。動物愛護における獣医師の役割が非常に重要になってきているということと同時に、さまざまな段階で、様々な団体との連携というものが必要だというお話だったかと思います。準備しました議題はこれで終わりました。そのほか事務局から何かございますでしょうか。</p>
動物管理センター所長	<p>特にございません。</p>
佐藤会長	<p>それでは議事はすべて終了したということで、事務局にお返しします。</p>
動物管理センター所長	<p>それでは最後に今後のスケジュールについて、簡単にご説明します。次回は希望ですけれども、11月ごろに1回目、3月ごろに2回目を開催したいと考えております。どうぞよろしく願います。ご了承いただき、たくさんのご提案をいただきました、来年度のアクションプランに基づきまして、本市の動物愛護行政をしっかりと進めてまいりたいと思います。委員の皆様、本当に長時間にわたり、ご討議頂きどうもありがとうございました。</p>
進行	<p>それではこれをもちまして、第21回仙台市動物愛護協議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
	—了—

平成 年 月 日
署名委員